

平成 27 年 1 月 26 日  
日本学術会議事務局  
管理課用度・管理係

## 調 達 公 告

件 名	日本学術会議パンフレット(2015)の作成等
ボックス番号	③
数 量	一式
作 業 内 容	別紙仕様書の通り
納 入 期 限	別紙仕様書の通り
見 積 提 出 期 限	平成27年2月3日(火)12:00まで (郵送の場合は2月2日(月)18:00まで)
見積書提出先及び 仕様書交付先	〒106-8555 東京都港区六本木7-22-34 内閣府日本学術会議事務局管理課用度・管理係 Tel03-3403-1930
担 当 者 名	用度・管理係 佐藤・西田
仕様書問合せ先	内閣府日本学術会議事務局企画課広報係 Tel03-3403-1906
担 当 者 名	広報係長 伊藤 孝寛
競争に参加する者 に必要な資格及び 注意事項	①別添の「オープンカウンター方式について」を参照 ②参加者は、見積書の提出をもって 「暴力団排除に関する誓約事項」(別記)に誓約したものとする。

## 表紙等デザイン・版下作成仕様書

## 1 件名

日本学術会議パンフレット（2015）の表紙等デザイン・版下原稿の作成

## 2 目的

第23期日本学術会議が新体制での活動を行うに当たり、その概要、活動等について分かりやすく説明する広報・業務説明用パンフレットを新たに作成し、関係者や日本学術会議主催の講演会等の来場者に配布する。

また、パンフレットの内容は、日本学術会議のホームページにも掲載する。

## 3 作業内容

ア 日本学術会議の概要、活動等に相応しい表紙・裏表紙及び組織図のデザイン案を少なくとも3種類作成し、日本学術会議事務局まで提出する。

- ・表紙には「日本学術会議 SCIENCE COUNCIL OF JAPAN」の文字及びロゴマークを付す。デザインは、イラスト、写真いずれも可。
- ・デザイン案各頁のサンプルは、日本学術会議事務局から支給される素材を基に、文字の大きさ・フォント・配色の検討とともに、図表やイラストを用いて作成する。
- ・デザイン案の品質は、パソコン用のプリンタで印刷した程度のもので可とする。

※デザイン案作成数の上限は、特に設けない。

イ 全体の構成案

- ・表紙（1頁）※
- ・会長あいさつ（1頁）
- ・日本学術会議とは？（1頁）
- ・日本学術会議の組織（2頁）※
- ・日本学術会議の活動（国内編）（4頁）
- ・日本学術会議の活動（国際編）（2頁）
- ・日本学術会議の活動実績（1頁）
- ・日本学術会議の沿革、歴代会長・副会長（1頁）
- ・日本学術会議憲章（1頁）
- ・日本学術会議会員名簿（1頁）
- ・裏表紙（クレジット、アクセスマップを含む）（1頁）※

計16頁 ※印はデザイン案作成対象

ウ 上記で採用されたデザイン案に合わせた日本学術会議の概要、活動等について、図表やイラスト等を用いて、一般国民向けのパンフレットとして、親しみやすいデザイン、正確かつ分かりやすい内容の構成とした版下原稿を作成する。

エ 日本学術会議事務局より支給する素材は、次のとおり。

- ・原稿（ワード、エクセルにて支給）

- ・写真（jpeg. ファイルにて支給）
  - ・ロゴマーク（jpeg. ファイル又は gif. ファイルにて支給）
  - ・アクセスマップ（jpeg. ファイルにて支給）
  - ・日本学術会議 22 期版パンフレット（実物・データで支給）
- オ 規格：A 4 判、両面印刷、4 色刷、16 頁（表紙含む。）、中綴じ

#### 4 成果物

- ・成果物の打ち出し原稿 1 部
- ・印刷製本用の版下電子媒体（DVD-ROM等） 1 部  
※一般的な印刷業者が印刷することができる形式で作成すること
- ・ホームページ掲載用の PDF ファイル 1 部  
※1 ファイルあたり 2 MB 以内に収めることが望ましい
- ・表紙デザインの画像ファイル 1 部  
※一般的な印刷業者が印刷することができる形式で作成すること

#### 5 契約期間

契約締結日～平成 27 年 3 月 27 日（金）

#### 6 納品場所

日本学術会議事務局企画課広報係  
〒106-8555 東京都港区六本木 7-22-34

#### 7 期限

- ア 表紙等デザイン案  
平成 27 年 2 月 17 日（火）
- イ パンフレット版下原稿  
平成 27 年 3 月 13 日（金）

#### 8 校正責任者

日本学術会議事務局企画課広報係 伊藤 孝寛  
電 話：03-3403-1906（直通）

#### 9 留意事項

- ・本業務の実施に当たっては、発注者と連絡を取りながら行うこととし、業務の進行に疑義が生じた場合は発注者の指示に従う。
- ・版下案について、複数回修正を指示することがある。
- ・本仕様書に記載のない事項においても、業務の実施に必要と認められる事項については、発注者と協議の上、実施する。
- ・作業従事者は、作業に関して知り得た内容を第三者に漏洩し、また他の目的に使用

してはならない。

- ・担当職員が作業状況について報告を求めた場合には、受注者は速やかに応じなければならない。
- ・表紙のデザインは、その全体を拡大、縮小し、デザインを著しく損ねない範囲で、日本学術会議が作成する広報資料等の表紙に使用することを考慮する。
- ・本契約履行過程で生じた納入成果物に関し、著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含むすべての著作権は、発注者に帰属するものとする。  
ただし、受注者は、本契約履行過程で生じた納入成果物に関し、著作権を自ら使用し、又は第三者に使用させる場合には、一切著作人格権を行使しないこととし、また、第三者をして行使させないものとする。
- ・納入成果物に第三者が権利を有する著作物（以下、「既存著作物」という。）が含まれている場合は、発注者が特に使用を指示した場合を除き、当該著作物の使用に必要な費用負担及び使用許諾契約に係る一切の手続きを行う。  
この場合、受注者は、当該契約等の内容について、事前に発注者の承認を得ることとし、発注者は、既存著作物について、当該許諾条件の範囲内で使用する。
- ・本件に基づく作業に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争の原因が専ら発注者の責めに帰すべき場合を除き、受注者の責任と負担において一切を処理する。

## 印刷・製本仕様書

- 1 件名  
日本学術会議パンフレット（2015）の印刷・製本について
- 2 部数  
5000 部
- 3 規格  
見開き A 3 判（1 ページ A 4 判）、カラー16 頁、オフセット、中綴じ製本
- 4 用紙  
コート紙 キク版 93.5kg
- 5 納期  
平成 27 年 3 月 25 日（水）
- 6 納入場所  
日本学術会議事務局企画課広報係  
〒106-8555 東京都港区六本木 7-22-34
- 7 備 考
  - ・版下データについては日本学術会議の了承したものを使用する。（別紙 1 参照）
  - ・印刷・製本の見本として、22 期パンフレットを別途配布する。
  - ・校正（色校正）を 1 回以上行うこととし、校正責任者が完全と認めるまで行うものとする。
  - ・別紙 3 で指定する送付対象以外の 3, 118 部について納入する。
  - ・納品形態は 200 部／1 包とする。
  - ・その他疑義がある事項及び記載のない事項については、日本学術会議事務局企画課広報係と相談の上、その指示に従うものとする。

校正責任者 伊藤 孝寛

電 話：03-3403-1906（直通）

## 封入封緘及び発送仕様書

## 1. 件名

日本学術会議パンフレット（2015）の封入封緘及び発送

## 2. 発送数

1,882 部（日本学術会議連携会員）

## 3. 発送先

1,882 箇所（後日送付する送付台帳を参照）

## 4. 発送期限

平成 27 年 3 月 27 日（金）

## 5. 実施要領

- （1）発送期限までに、パンフレット及び送付状を各 1 部封入封緘し、宛名ラベルシールを貼付けの上、送付すること。
- （2）パンフレットの規格は A 4、1 部約 8 0 g。（送付状含まず）
- （3）宛名ラベルシールについては、発注者よりエクセルデータにて提供する送付台帳に基づいて作成する。
- （4）発送用封筒は角 2（糊無し）、発注者より提供したものを使用すること。
- （5）引渡しは、平成 27 年 3 月 20 日（金）までに発注者より受注者へ引き渡す。  
{送付状、発送用封筒、送付台帳（エクセルデータ）}
- （6）仕様書に記載のない事項がある場合、または疑義が生じた場合には、発注者の指示に従うこと。

### 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について入札書又は見積書の提出をもって誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職の求めに応じて当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報等を警察に提供することについて同意します。

#### 記

1 次のいずれにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2 暴力団関係業者を下請負又は再委託の相手方としません。

3 下請負人等（下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以

降の全ての受託者を含む。)並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に締結する場合の当該契約の相手方をいう。)が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

- 4 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。